⑵　スポンサーからの出資時における資本金の額の減少
更生会社は、前記⑴の資本金額の額の減少をした後の資本金の額１億円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
⑶　スポンサーからの出資後における資本金の額の減少
更生会社は、本章第３節の定めによる募集株式の発行により増加した資本金の額13億0750万円のうち12億0750万円を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日の翌日において生じる。
３　資本準備金の額の減少
更生会社は、その資本準備金の額９億4767万9524円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日の翌日において生じる。
第３節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：５万円
③　募集株式の数：５万2300株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定確定日から１ヶ月以内で管財人が定めた日（ただし、管財人が裁判所の許可を得て異なる日を定めたときは、当該定めた日。）
⑤　増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項：増加する資本金の額13億0750万円
増加する資本準備金の額13億0750万円
⑥　募集株式は、前田工繊に割り当てる。ただし、管財人が裁判所の許可を得たときは同社の完全子会社に割り当てることができる。
第４節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第５節　株式の譲渡
取締役会は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。
第６節　定款の変更
更生会社は、定款に定める事項を別表13「定款変更表（更生会社）」記載のとおり変更する。ただし、定款第６条の変更は、募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。
第７節　役員の選任
１　役員等の選任
更生会社の従前の取締役、監査役及び会計監査人は、更生計画認可決定の時に退任する。更生計画認可決定後の更生会社の役員等は次のとおりとする。
⑴　取締役
森山　　明
西　　雄市
野坂　訓正
山本　長蔵
西田　高通
⑵　監査役
柳瀬　慎一
⑶　会計監査人
監査法人ネクスティ
２　代表取締役の選定
次の者を代表取締役に選定する。
福井県越前市吾妻町３番10号
森山　　明
３　取締役、監査役及び会計監査人の任期
前記の取締役、監査役及び会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から１年、又は、更生計画認可決定日から１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までのいずれか短い期間とする。
４　役員等の変更、補充又は増員
前記３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。ただし、変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。
上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章記載の変更後の定款及び会社法の規定による。
第８節　合併
１　吸収合併
更生会社とワシ興産及び日本ＢＢＳは、以下の内容で吸収合併を行う。
⑴　合併の当事者
①　吸収合併消滅会社
・ワシ興産株式会社（東京都港区高輪二丁目15番21号）
・日本ＢＢＳ株式会社（東京都港区高輪二丁目15番21号）
②　吸収合併存続会社
・ワシマイヤー株式会社（福井市宝永四丁目３番１号三井生命福井ビル８階）
⑵　合併の対価
吸収合併存続会社（以下「存続会社」という。）は、合併にあたりワシ興産及び日本ＢＢＳの各株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、存続会社は資本金及び資本準備金の額を増加しない。
⑶　合併効力発生日
合併の効力発生日は、第３章第３節２⑴②及び同節２⑵②による弁済が終了した後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日とする。
２　存続会社における定款の変更
存続会社は、合併の効力発生日に、定款を別表14「定款変更表（存続会社）」記載のとおり変更する。
第８章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１ないし14　省略
東京地方裁判所民事８部

平成２４年（ミ）第２１号

福井市宝永４丁目３番１号
更生会社　株式会社アサヒオプティカル
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の骨子
第１節　更生会社の運営
更生会社は、スポンサーであるＭＣＣＩ及びConantの両社が設立した会社から資金拠出を受けて、更生を図る。
今後の事業内容としては、既存の眼鏡用レンズ製造・販売事業について継続して進捗させるほか、アジア中東地域へのレンズの販売に注力し、眼鏡用レンズ製造・販売業者として存続していくことを予定している。
経費面では、営業拠点である東京本部も賃料負担の大幅削減を目的として移転させ、更には、販売経費等についても削減に努めていく。
眼鏡用レンズの製造・販売事業を取り巻く環境は厳しいものがあるが、更生会社は、高屈折率の薄型レンズの開発・製造、及び生活スタイルに応じた眼鏡用レンズの企画・販売を行うことで、眼鏡用レンズの製造・販売業者として、国民の生活に一定の貢献をしたいと考えている。
具体的には、更生会社について、(i)その法人格を維持したまま100％の減資と既存株式全部の無償取得を行い、(ii)同時に、スポンサーが募集株式の引受けを行い、(iii)同増資によって調達した資金、スポンサーからの増資時点の手元現預金（当該出資日時点までに第７章第１節５に記載の資産等で換価等により現金化されたものを含む。以下同じ。）のうち、後記第７章第１節の定めにより新会社分割にて設立する新設分割設立会社（以下「分割新会社」という。）が負担する共益債権等の弁済見込額及び更生会社の運転資金（5000万円）を控除した余剰分、並びにワシ興産及びワシマイヤーの更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金をもって更生担保権者及び更生債権者に対して弁済を行う。
また、眼鏡用レンズ事業とは無関係の資産・債務・契約関係については分割新会社に承継させた上、更生債権者に対して無議決権優先株式を発行する。